

令和7・8年度

建設工事競争参加
資格審査申請書
提 出 要 領

内 閣 府

目 次

1 資格審査の適用官署	2
2 参加できる競争契約の範囲	2
3 申請時の注意事項	2
4 申請書の提出先	3
5 申請書の提出方法	3
6 申請書の受付期間	
(1) 定期登録	4
(2) 随時登録	5
7 申請書類等	5
8 申請書類の記載事項の基準日	5
9 申請書類の作成方法等	
(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1)	5
(2) 工事経歴書(様式2)	7
(3) 営業所一覧(様式3)	8
(4) 共同企業体等調書(様式4)	8
(5) 総合評定値通知書の写し	9
(6) 建設工事共同企業体協定書の写し	10
(7) 合併に関する合理的な計画書等	10
(8) 納税証明書の写し	10
(9) 官公需適格組合証明書の写し	10
(10) 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し	10
(11) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し	10
(12) 合併、譲受、分割の事実を証明する書類	10
(13) 業態調書(様式5)	11
(14) 受付通知票	13
(15) 証明書類の写しによる代用	13
(16) 委任状	13
10 外国事業者が申請する場合の申請書類等の取扱い	13
11 資格審査申請内容の変更手続き	14
12 競争参加資格の再申請	15
13 資格審査	16

1 資格審査の適用官署

内閣所管の各組織(内閣官房、内閣法制局、人事院)

内閣府所管の各組織(内閣府(本府)、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁)

※ なお、沖縄総合事務局については、別途、競争参加資格審査を行っていますので、詳細は、
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係（那覇市おもろまち2-1-1）
電話番号 098-866-0031(代表) に直接ご照会ください。

2 参加できる競争契約の範囲

(1) 範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち、競争参加を希望した工事種別に係るものです。

(2) 工事種別

工事種別は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項別表第一に掲げる29業種です。

3 申請時の注意事項

(1) 次の各号に該当する申請者は、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、資格を取り消されることがあります。

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者。

② 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実のあった後3年を経過していない者。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を受けるために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

③ 契約の履行に当たり、②に該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑤ 競争参加を希望する工事種別について、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をしたり、または重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、資格を取り消されることがあります。
- (3) 経常建設共同企業体で、その構成員に(1)又は(2)に該当する者を含む者。
- (4) 一度申請した資格審査の書類については、受付機関(別紙1参照。以下同じ。)が指摘したもの以外一切修正出来ません。内容を十分確認した上で申請してください。なお、申請前の修正については原則として認めますが、その際、修正液又は鉛筆による修正等は出来ません。
- (5) 申請後に、新しい審査基準日の総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。)の交付を受け、当該内容が申請時の内容より高く評価された場合であっても、申請書類の差し替えは認められませんのでご注意ください。
- (6) 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- (7) 申請を取り下げた場合については、同一有効期間内の再度の申請はできません。資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合には、当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意ください(ただし、11(1)⑧による取り下げは除きます。)。なお、この資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です(事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。)
- (8) 申請書類の作成に係る質問等は、各受付機関にてお願いします。
- (9) 経常建設共同企業体の構成員が単体として登録している工事種別において、経常建設共同企業体として申請すること、又は、経常建設共同企業体が登録している工事種別において当該企業体の構成員が単体として申請することはできませんのでご注意ください。
- (10) 申請の際に使用する文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものに限り、それ以外の文字については類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

4 申請書の提出先

申請書は、インターネット(定期登録のみ)、または郵送により提出してください。
郵送の場合は「別紙1」の受付機関いずれか一箇所へ1部提出してください。

5 申請書の提出方法

次に掲げる方式のうち、いずれかの方法により提出していただくことになりますので、重複申請のないよう注意してください。万が一、重複申請が発覚した場合には、当方にて先に受け付けたものを有効とします。また、当方において悪質な重複申請と判断した場合、資格決定を行わないことも有り得ますので注意してください。

(1) インターネット方式

下記のインターネット受付専用ホームページにアクセスし、申請書を提出してください。

アドレス:<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

※なお、事前にパスワードを取得する必要がありますので、ご注意ください。(6(1)①参照)

(2) 郵送方式

申請者は、別紙1の受付機関に申請書類を書留郵便で郵送してください。この際、封筒の表・左下には、朱字で「資格審査申請書類在中」(※)と明記してください。また、受付後、申請内容について電話等により確認等を行うことがありますので、申請者は、必ず申請書類のコピーを保管しておいてください。

受付機関が、申請書類の記載内容を確認し、申請者に受付の可否を受付通知票により通知しますので、別紙2の様式を郵便はがき(必ず切手を貼付してください。)裏面に印刷し、表面に返信先(所在地・商号又は名称)を記載したうえで他の申請書類とともに提出してください。

受付できない旨の通知票を受けた場合は、原則として、指定された期間内に提出受付機関に来所して申請内容について補正していただかない限り、受け付けできません。なお、郵送後、1ヶ月を経過しても受付通知票が届かない場合には、提出先にお問い合わせください。

※後述の11変更手続きの際は、「競争参加資格変更書類在中」とし、12再申請手続きの際は、「競争参加資格再申請書類在中」とそれぞれ記載してください。

6 申請書の受付期間

(1) 定期登録

① インターネット方式

ア パスワード発行申請受付期間

令和6年11月1日から同6年12月27日まで。

イ 申請書データ作成期間

令和6年11月1日から令和7年1月15日まで。

ウ 申請書データ受付期間

令和6年12月2日から令和7年1月15日まで。

② 郵送方式

令和6年12月2日から令和7年1月31日(当日消印有効)までの毎日。

※文書持参方式は行っておりません。

定期登録はインターネットでの申請をお勧めしております。

(2) 随時登録

令和7年2月1日から(土曜日・日曜日、祝日は除く)。

郵送方式で受付となります。(随時登録はインターネットでの申請は行っておりません)

受付は毎月末に締め切り、翌月中旬に資格通知書を発行しております。審査は申請書の到着順に随時行っておりますので、至急での審査対応などはできかねます。余裕を持った申請にご協力いただきますようお願いいたします。

7 申請書類等

「別紙3」の申請時提出書類早見表を参照してください。

※ 申請書類はクリアファイル等に入れてください。

※ 申請者の企業形態により提出する申請書類が違いますので注意してください(別紙3を参照)。

※ 提出された書類は、行政機関の保有する情報公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求の対象になります。

8 申請書類の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日(ただし、「営業所一覧(様式3)」については申請日現在。)とします。

9 申請書類の作成方法等

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1)

① 様式中、「※」に該当する項目については、記載しないでください。

② 「01新規・更新の別」欄については、記載不要です。

③ 「03業者コード」欄については、更新申請者の方は既登録番号を左詰めで記載してください。

なお、新規の申請者は記載する必要はありません。

④ 「04建設業許可番号」欄については、許可を受けている建設業の番号(8桁)を総合評定値通知書から転記してください。

⑤ 「06適格組合証明」欄については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は

沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

- ⑥「08法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください。

- ⑦「09本社(店)住所」から「18申請代理人」までの各欄については、以下のとおりに記載してください。

ア フリガナの欄は、カタカナで記載してください。なお、「09本社(店)住所」欄の都道府県名及び「10商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないでください。

イ「09本社(店)住所」欄での丁目、番地は、「ー(ハイフン)」により省略して記載してください。

ウ「10商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いてください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(責)	(合)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人			
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)			

エ「11役職・代表者氏名」欄及び「12担当者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字程度あけてください。なお、個人の役職については「事業主」と記載してください。

オ「13本社(店)電話番号」、「14担当者電話番号」(必要があれば内線番号)欄及び「15本社(店)FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。

カ「16電子入札用ICカードの登録番号」欄は、空欄としてください。

キ「17メールアドレス」欄については、受付機関等からの種々の連絡に対応可能なアドレスを記載してください。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載してください。

ク「18申請代理人」欄については、行政書士等が代理申請する場合に使用します。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。

- ⑧「19外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社

区分の番号(1・2・3のいずれか。)に○印を付けるとともに、[]内に国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。なお、「2 日本国籍会社」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

⑨「20営業年数」欄については、申請日直近の総合評定値通知書における営業年数を記載してください。なお、共同企業体の場合は、同算定方法による各構成員の平均年数を、官公需適格組合の証明を受けた組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数を記載してください。

⑩「21総従業員数」欄については、申請日における総従業員数を記載してください。

⑪「22設立年月日(和暦)」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。

⑫「23みなし大企業」欄については、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は「☐ 下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「☐ 該当しない」にレ点を入れてください。

⑬「24完成工事高」の各欄については、次により記載してください。

ア「①競争参加資格希望工種区分」欄については、競争参加を希望する工種の番号に○印を付けてください。

イ「②年間平均完成工事高」欄については、競争参加資格希望工種毎に完成工事高(消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。)を記載するほか、これら以外の完成工事高を「その他」に一括して計上してください。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っているものと同種の工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載して下さい。また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載してください。

※「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「2年又は3年平均」と同じです。

ウ「③申請を希望する部局」欄については、アで選択した工種区分毎に、申請を希望する部局を別紙1の区域を参考に○印を付けてください。

(2) 工事経歴書(様式2)

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。このときには、様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記してください。なお、工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載してください。

(3) 営業所一覧(様式3)

この様式については、申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとしますが、次の点に注意して記載してください。

- ① 「営業所名称」欄の本社(店)に対する各欄については、申請書(様式1-1)の07、09、13、及び15の情報を記載してください。なお、本社(店)において常時契約を締結しない場合は、「営業区域(下段)」欄は記載しないでください。
- ② 「営業所名称」欄の本社(店)以降の欄については、常時契約を締結する支店等営業所を記載してください。
- ③ 「建設業許可業種」欄については、常時契約を締結する本社(店)又は支店等営業所毎に建設業許可業種に○印を付けてください。
- ④ 「営業区域」欄については、申請する営業所の営業区域に○印を付けてください。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。

(4) 共同企業体等調書(様式4)

共同企業体及び官公需適格組合で総合審査数値の算定の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体にあつては構成員が5事業者まで、官公需適格組合にあつては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合(以下「A者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)を作成し、これを超える事業者からなる場合(以下「B者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)及び共同企業体等調書(その2)を作成し提出してください。

各欄については、次により記載してください。

- ① 「技術職員数」欄については、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、「元請完成工事高」欄については、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、技術職員数の1級、講習受講者、基幹技能者、2級及びその他並びに元請完成工事高の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記してください。この場合、A者は、「①」から「⑤」までの各欄の合

計数値を「⑥or計」欄に記載してください。B者は、「①」から「⑪」間での各欄の合計数値を「計」欄に記載してください。

②「年間平均完成工事高」欄には、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)の「24完成工事高」の「②年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記してください。

③「自己資本額及び平均利益額」欄については、総合評定値通知書の「自己資本」欄に記載されている金額を上段に、「平均利益額」欄に記載されている金額を下段にそれぞれ上記①の区分により転記してください。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載してください。

④「経営状況」欄については、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記の①の区分により転記します。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載してください。

⑤「その他の評価項目」欄については、総合評定値通知書の「その他の評価項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記①の区分により転記します。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記載してください。

(5) 総合評定値通知書の写し

申請者が、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので申請日の直近のもの(申請をする日の1年7ヶ月前の日より後のものを審査基準日とするもの※)であって、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限りします。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出してください。

※定期登録時は、インターネットを使用して申請を行う場合には、審査基準日が令和3年6月16日以降のものとし、郵送により提出する場合には、審査基準日が令和3年6月30日以降のものとする。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出してください。この場合の審査対象者は最大10社とし、次の条件を満たしていることが必要です。また、組合の特例扱いは、組合自体の経営内容等に加え審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定に当たっては、審査対象者の次の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。

- ① 当該組合の組合員であること。
- ② 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- ③ 当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けているものであること。
- ④ 3(1)に該当しない者であること。

提出に当たっては、競争参加を希望する工事種類別の番号に○印を付けてください。

この結果、○印を付けた希望工種と申請書の「24完成工事高」欄に転記した希望工種が一致することになります。

(6) 建設工事共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいいます。

(7) 合併に関する合理的な計画書等

経常建設共同企業体で、総合審査数値の算定の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、合併に関する合理的な計画書等の写しをいいます。

(8) 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明として税務署が発行する国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(申請者が個人である場合においては「その3の2」、法人である場合においては、「その3の3」(上記の証明内容をすべて満たす場合は、その3も可))の写しをいいます。

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類をもって証明書とみなします。

(9) 官公需適格組合証明書の写し

適格組合証明を受けていることを示す書類の写しをいいます。

(10) 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

建設業法の規定により、経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。)附則四の規定による企業集団に属する建設業者に対し、国土交通大臣から交付された認定書の写しをいいます。

(11) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し

告示附則六の規定による持株会社の子会社に対し、国土交通大臣から交付された認定書の

写しをいいます。

(12) 合併、譲受、分割の事実を証明する書類

合併契約書等、当該事実を証明できる書類をいいます。

(13) 業態調書(様式5)

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第91号[最終改正 平成30年4月26日付け国地契第1号])により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を認めないこととなったことに伴い、本様式が必要となります。

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

① 資本関係

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合。

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

※ 子会社等又は子会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出してください。

※ 親会社等は建設業者に限らず、持株会社等も記載の対象となります。子会社等は建設業許可を有する建設業者に限ります。

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員(又は管財人)を現に兼ねている場合。

※ アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出してください。また、経常建設共同企業体の場合は、原則として、上記関係が認められる場合には同一入札に参加することができませんが、上記関係が認められる者の全てが経常建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合には、同一入札に参加することができます。一定の資本関係・人的関係について、以下のとおり記載してください。

(イ) 資本関係に関する事項の「親会社等」欄については、申請者の親会社等について記載してください。なお、親会社等とは建設業者に限らず、持株会社等も記載の対象となります。また、親会社等が3社以上ある場合には、関係が近いものから2社を記載してください。記載できない場合でも、同一入札への参加はできませんのでご注意ください。

(ロ) 「親会社等－建設業許可番号」欄には、親会社が建設業許可を受けている場合に記載し、

受けていない場合には「なし」と記載してください。

- (ハ)「親会社等―本社(店)電話番号(大代表)」欄には、親会社等の大代表の電話番号を記載し、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「―(ハイフン)」で区切り、()は使用しないでください。
 - (ニ)「親会社等―更生会社・再生手続中の会社」欄には、当該親会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社(以下「再生手続中の会社」という。)である場合には、「レ」印を付してください。
 - (ホ)「親会社―商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、略号を用いて記載してください。該当する会社がない場合には、「なし」と記載してください。
 - (ヘ)「親会社―本社(店)住所」欄の丁目、番地は「―(ハイフン)」により省略して記載してください。申請者が外国事業者の場合は、本社又は本店の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。
 - (ト)「子会社」欄については、当該子会社が有資格者であるかは問わず、建設業者に限って記載してください。
 - (チ)「子会社―建設業許可番号」、「子会社―商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、略号を用いて記載してください。子会社がない場合には「なし」と記載してください。
 - (リ)「役員の兼任に関する事項」欄については、申請者の役員のうち、他の建設業者(有資格者でないものも含む。)の役員を兼任している役員(以下「兼任役員」という。)を記載してください。
 - (ヌ)「役職名」欄には、兼任役員の申請者における役職を記載してください。「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「その他」のいずれかを記載し、役員の名称が上記と異なる場合でも職務権限等が上記に該当する場合には、上記の名称のうち該当するものを記載してください((例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」)。
- 「監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役」、「指名委員会等設置会社における取締役」、「社外取締役」、「定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役」、「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため記載しないでください。
- (ル)「兼任役員の氏名」欄の姓と名前の間は1文字程度あけて記載してください。該当する役

員がいない場合には、「なし」と記載してください。

(7)「兼任先の建設業許可番号」、「兼任先の商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、略号を用いて記載してください。

(7)「兼任先での役職」欄は、兼任役員の兼任先における役職を、上記の(ヌ)と同様に記載してください。

(14) 受付通知票

郵送方式の場合は、別紙2の様式を郵便はがき(必ず切手を貼付してください。)裏面に印刷し、表面に返信先(所在地・商号又は名称)を記載したうえで他の申請書類とともに提出してください。

(15) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであって、ほぼ原寸大(A4より大きいサイズの証明書類はA4に縮小し、A4より小さい証明書類はA4の用紙に原寸大で写しをとる)で鮮明に写っているものであり、申請者による

原本証明がある場合に限り、写しによって差し支えありません。また、添付書類のうち官公署が行った証明類の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。

(16) 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨の明記のある次の要件を満たした委任状を作成して正本を提出してください。

- ① 委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。
- ② 委任の範囲が具体的に記載してあること。ただし、「資格審査結果通知書」の受領にかかる権限を委任することはできません。
- ③ 受任者が行政書士である場合には、行政書士の登録番号(行政書士票の番号)の記載があること。

10 外国事業者が申請する場合の申請書類等の取扱い

(1) 申請書の「09本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

(2) 申請書の「10商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合には、略号の記載は必要ありません。

- (3) 納税証明書については、証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出してください。
- (4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、必ず日本語の訳文を添付してください。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

11 資格審査申請内容の変更手続き

申請書類の提出後、次の(1)又は(2)に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限り、速やかに、「競争契約参加資格審査申請書変更届(建設工事)」により、登録の取り下げ又は登録内容の変更を別紙1の受付機関へ前述5(2)の方式で届け出てください。なお、それ以外の場合は、申請は不要です。

- (1) 申請者または競争に参加する資格があると認定された方が、次に該当した場合
- ① 死亡したとき。
 - ② 法人が合併により消滅したとき。
 - ③ 法人が破産により解散したとき。
 - ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。
 - ⑤ 廃業したとき。(一部廃業も含む。)
 - ⑥ 予算決算及び会計令第70条に該当する者になったとき。
 - ⑦ 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき。
 - ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の申請をしたとき。
- (2) 申請書類の提出後、下表左欄に掲げる事項を変更したときは、競争契約参加資格審査申請書変更届(建設工事)に下表右欄の書類を添付して提出してください。

変更事項	添付書類
本社の商号、代表者、住所及び電話番号の変更	登記事項証明書の写し(個人の場合は、身分を証明する書類(住民票又は運転免許証))
営業所の商号、住所の変更、新設廃止	不要
希望する資格の種類の変更	様式1-2、 総合評定値通知書の写し
競争参加を希望する地域の変更	様式1-2、資格審査結果通知書の写し

※1(1)に掲げる各号に該当する場合は、添付書類は不要です。

※2受付票が必要な際は、別紙2の様式を郵便はがき(必ず切手を貼付してください。)裏面に印刷、

表面に返信先(所在地・商号又は名称)を記載の上、他の申請書類とともに提出してください。

これ以外に内閣府から通知する受付票はありませんので、ご了承ください。

※3行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白に記名をしてください。

※4申請書類はクリアファイルに入れてください。

12 競争参加資格の再申請

競争参加資格の認定を受けている建設業者のうち、次に該当するときは、速やかに、「再度の一般競争(指名競争)資格審査の申請書」により、別紙1の受付機関へ前述5(2)の方式で再申請を行ってください。

競争参加資格の再申請に当たっては、「再度の一般競争(指名競争)資格審査の申請書」のほか、次に掲げる書類も提出してください(別紙4を参照)。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けたとき又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたとき

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1)。
- ② 営業所一覧(様式3)。
- ③ 総合評価値通知書の写し(更生手続開始決定日以降又は再生手続開始決定日以降を審査基準日とするもの)。
- ④ 貸借対照表及び損益計算書。
- ⑤ 更生手続開始決定日以降又は再生手続開始決定日以降に定款、役員等の変更があった場合は当該変更を証明できる書類。
- ⑥ 納税証明書の写し。

(2) 合併、譲受、分割により新たに設立された会社等で、再度の申請を希望するとき

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1)。
- ② 営業所一覧表(様式3)。
- ③ 総合評価値通知書の写し(合併、譲受、分割を行った日以降を審査基準日とするもの)。
- ④ 納税証明書の写し。
- ⑤ 合併、譲受又は分割の事実を証明する書類。

(3) 告示附則四により国土交通大臣から認定を受けた企業集団に属する建設業者の代表建設業者で、再度の申請を希望するとき。

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1)。

② 営業所一覧表(様式3)。

③ 総合評定値通知書(グループ評価と明記されたもの)の写し。

④ 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し。

※ 再申請に伴う競争参加資格の認定を行う際、代表建設業者に係る従前の競争参加資格の認定を取り消すものとします。この場合において、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録している時は、これら全ての建設業者について競争参加資格を取り消すものとします。

(4) 告示附則六により国土交通大臣から認定を受けた企業集団に属する建設業者(子会社に限る。)で、再度の申請を希望するとき

① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式1)。

② 営業所一覧(様式3)。

③ 総合評定値通知書(持株会社化経審と明記されたもの)の写し。

④ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し。

※申請書類はクリアファイルに入れてください。

13 資格審査

資格審査申請書が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を付与された業者が「有資格者名簿」に登録されることになります。建設工事の資格審査は、「内閣所管契約事務取扱細則(平成12年内閣総理大臣決定)」及び「内閣における契約事務の取扱いについて(平成12年内閣総理大臣決定)」又は「内閣府所管契約事務取扱細則(平成13年内閣府訓令第38号)」及び「内閣府における契約事務の取扱いについて(平成13年内閣総理大臣決定)」に定められており、

① 欠格要件に該当しないことを調査し、

② 希望する工種毎に年間平均完成工事高、自己資本額、平均利益額及び営業年数等の審査を行い、付与数値を算定し、

③ それらの付与数値から総合審査数値を算定し、格付を行います。

(1) 総合審査数値の算定方法

下記A～Eの各項目に基づき、総合審査数値を算定します。

総合審査数値

$$=(25/100) \times A + (15/100) \times B + (20/100) \times C + (25/100) \times D + (15/100) \times E$$

A＝希望工種毎の年間平均完成工事高の付与数値

B＝自己資本額及び平均利益額の付与数値

C＝経営状況分析の付与数値

D＝技術力の付与数値

E＝その他の審査項目(社会性等)の付与数値

(2) 格付

有資格業者は、等級に区分されます。発注工事の内容に応じて土木一式工事、建築一式工事及び大工工事ほか26種類の工種のうち、土木一式工事及び建築一式工事についてはA～D、その他の工種についてはA～Cの等級区分を設定しています。有資格業者は、いずれかの等級に属することになり、この業者に付与された等級を格付といいます。

受付機関名	所在地	受付担当課係
内閣府 【郵送のみ】	〒100-8914 東京都千代田区 永田町1丁目6番1号	大臣官房会計課決算第1係 電話03-5253-2111(代表)
宮内庁 【郵送のみ】	〒100-8111 東京都千代田区 千代田1丁目1番	管理部管理課経理係 電話03-3213-1111(代表)
京都事務所 【郵送のみ】	〒602-8611 京都府京都市 上京区京都御苑3	庶務課会計係 電話075-211-1211(代表)
警察庁 【郵送のみ】	〒100-8974 東京都千代田区 霞が関2丁目1番2号	長官官房会計課施設係 電話03-3581-0141(代表)

区域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、新潟県 山梨県、長野県 静岡県
中部	富山県、石川県 福井県、岐阜県 愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県
四国	徳島県、香川県 愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県 熊本県、宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※内閣所管の各組織(内閣官房、内閣法制局、人事院)並びに内閣府所管の各組織(内閣府(本府)、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁の資格審査の受付機関は、上記のみとなります。

※上記受付機関のうち、1カ所に申請書の送付をお願いいたします。

受付通知票

【建設工事】

☐ 受け付けました。

貴社から提出された申請書は、確かに受け付けましたので通知します。

☐ 受け付けできません。

貴社から提出された申請書に不備、誤記等があったため、受け付けできません。

受け付けできない理由

- ☐ 一般競争参加資格審査申請書〔様式1〕（不足・不備）
- ☐ 営業所一覧表〔様式3〕（不足・不備）
- ☐ 総合評定値通知書等の写し（不足）
- ☐ 納税証明書の写し（不足）
- ☐ （ ）

上記の理由により受け付けができなかった場合は、下記の受付機関へ速やかにご提出願います。該当の書類のみ（FAX可）

受付機関

- ☐ 内閣府大臣官房会計課決算第1係
- ☐ 宮内庁管理部管理課経理係
- ☐ 宮内庁京都事務所庶務課会計係
- ☐ 警察庁長官官房会計課施設係

※本通知票以外の申請書受理にかかる書類は、一切発行しておりません。

申請時提出書類早見表

	個人	法人										組合	経常建設共同企業体	特定建設共同企業体
		① ①～⑨以外のとき	① 会社更生法の 手続開始の決 定を受けたとき	② 民事再生法の 手続開始の決 定を受けたとき	③ 合併新設会社	④ 合併存続会社	⑤ 子会社	⑥ 継承譲受会社	⑦ 譲受会社	⑧ 企業集団に属する建設業者	⑨ 持株会社			
一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	○
工事経歴書(様式2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	○
営業所一覧(様式3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
共同企業体等調書(様式4)												○※	○	○
総合評定値通知書等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設共同企業体協定書の写し													○	○
合併に関する合理的な計画書等													○*	
納税証明書の写し (個人はその3の2、法人はその3の3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
官公需適格組合証明書の写し												○		
企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し										○				
企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し											○			
合併、譲受の事実を証明する書類					○	○	○	○	○	○	○			
貸借対照表及び損益計算書			○	○										
謄本若しくは抄本又は登記事項証明書			○	○										
業態調書(様式5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※：中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合で、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受け、総合点数の算定の特例扱いを希望する申請者が提出してください。

#：経常建設共同企業体の構成員が単体登録時に受けた資格決定通知書の写しに替えることができます。

*：経常建設共同企業体で、総合審査数値の算定の特例扱いを希望する申請者が提出してください。

再 申 請 時 提 出 書 類 早 見 表

	会社更生法の 手続き開始の決定 を受けたとき※	民事再生法の 手続き開始の 決定を受けたとき※	合併新設会社	合併存続会社	子会社	継承譲受会社	譲受会社	企業集団に属する建設業者	持株会社
再度の一般競争(指名競争)資格審査の申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所一覧(様式3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合評定値通知書等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納税証明書の写し	○	○	○	○	○	○	○		
企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し								○	
企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し									○
合併、譲受の事実を証明する書類			○	○	○	○	○		
貸借対照表及び損益計算書	○	○							
謄本若しくは抄本又は登記事項証明書	○	○							

※:更生手続開始決定日以降又は再生手続開始決定日以降に定款、役員等の変更があった場合は当該変更を証明できる書類を提出してください。

*:添付書類のうち官公署が行った証明書類については、コピー機等を使用して鮮明に写っているものであり、申請者による原本証明がある場合に限り、写しにして差し支えありません。(A4より大きい書類はサイズに縮小、A4より小さい書類は原寸大で結構です。)

01	1 : 新 規
	2 : 更 新

※02 受付番号									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※03 業者コード										
04 建設業許可番号		一								

※ 申請者 05 の規模	06 適格組 合証明	第 年 月 日 号
-----------------	---------------	--------------

色に参加する資格の審本を申請します。

令和 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

07	本社(店)郵便番号			08	法人番号 (13桁)	
----	-----------	--	--	----	------------	--

フ	リ	ガ	ナ	
---	---	---	---	--

09	本 社（ 店 ） 住 所	
----	--------------	--

フ	リ	ガ	ナ	
---	---	---	---	--

10	商号又は名称	
----	--------	--

11	役 職	
----	-----	--

フ	リ	ガ	ナ	
---	---	---	---	--

代 表 者 氏 名	
-----------	--

フリガナ	
------	--

12	担当者氏名	
----	-------	--

13	本社（店）電話番号	
----	-----------	--

14	担当者電話番号	
----	---------	--

(内線番号		)
-------	--	---

15	本社（店）FAX番号	
----	------------	--

16	電子入札用ICカードの登録番号	
----	-----------------	--

17	メールアドレス	
----	---------	--

18 申請代理人

申請代理人 郵便番号

申請代理人 電話番号

申請代理人 住 所

申請代理人 氏 名

19	外 資 状 況	1 外 国 籍 会 社	2 日 本 国 籍 会 社	3 日 本 国 籍 会 社
		〔国名： 〕	〔国名： 〕 (外資比率：100%)	〔国名： 〕 〔国名： 〕 (外資比率： %) (外資比率： %)

20	営業年数		年
----	------	--	---

21 総従業員数 (人)

22 設立年月日（和暦）

明治	大正
昭和	平成
令和	

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

23 みなし大企業

3

下記のいずれかに該当する

1

☐ 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※ 受付番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

業 者 コー ド	
----------	--

[illegible]

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

[illegible][illegible]

(建設工事の種類) 工事

[illegible]

合計	件	千円	千円
----	---	----	----

1 本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。(今回
2 本表は、直前1年間の完成工事について、記載された請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、記載要領6により付記されたその完成工事高)
の合計が、完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。記載要領6を除き、以下同じ。)の合計のおおむね7割を
超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、直前1年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
3 共同企業体(JV)として行った工事については、「元請又は下請の区別」の欄に、当該区別に係る記載のほかJVと付記すること。
4 「配置技術者氏名」の欄には、完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により直前1年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。
5 土木一式工事についてこの表を作成する際には、「請負代金の額」の欄中「うち()」の括弧内に「PC」と記載し、各工事ごとにプレストレストコンクリート工事に該当する請負代金の額を記載すること。また、とび・
土木・コンクリート工事について作成する際には「法面処理」、鋼構造物工事について作成する際には「鋼橋上部」について同様に記載すること。
6 工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、「請負代金の額」の欄に、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
7 「合計」の欄には、完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計(記載要領5によりPC等について請負代金の額を記載する場合には、当該区分に係る額の合計を含む。)を記載すること。
8 下請工事については、「注文者」の欄には直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。
9 「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載すること。
10 本表は、経営規模等評価申請書等に添付した工事経歴書(直前1年分)の写しで代替することができる。

様式 3

※受付番号

業者コード

営 業 所 一 覧																																		
番 号	営 業 所 名 称	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号 （ 上 段 ）	建 設 業 許 可 業 種 （ 上 段 ）																													
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
				F A X 番 号 （ 下 段 ）	営 業 区 域 （ 下 段 ）																													
	本社（本店）				土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													
					土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解																													
					北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州																													

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 4 「電話番号・F A X 番号」欄には、上段に電話番号を、下段にF A X 番号を記載することとし、市外局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
- 5 「建設業許可業種」欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。
- 6 「営業区域」（下段）の欄には、その営業所が営業する区域を、別紙 1 の表に従い○印を付けて下さい。

様式4－1

※ 受 付 番 号

業者コード

共同企業体等調書（その1－1）

建設工事の種類	技 術 職 員 数																																合計	※評点 (Z1)
	1 級						講 習 受 講 者						基 幹 技 能 者						2 級						そ の 他									
	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計	①	②	③	④	⑤	⑥or計				
01 土木一式																																		
02 建築一式																																		
03 大工																																		
04 左官																																		
05 とび・土工・コンクリート																																		
06 石																																		
07 屋根																																		
08 電気																																		
09 管																																		
10 タイル・れんが・ブロック																																		
11 鋼構造物																																		
12 鉄筋																																		
13 舗装																																		
14 しゅんせつ																																		
15 板金																																		
16 ガラス																																		
17 塗装																																		
18 防水																																		
19 内装仕上																																		
20 機械器具設置																																		
21 熱絶縁																																		
22 電気通信																																		
23 造園																																		
24 さく井																																		
25 建具																																		
26 水道施設																																		
27 消防施設																																		
28 清掃施設																																		
29 解体																																		
合 計																																		

年間平均完成工事高（千円）	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥or計	※数値	※点数	※合計	※評点（X2）
	自 己 資 本 額										
	平 均 利 益 額										
	経 営 状 況										
	その他の評価項目							※評 点（W）			

※ 受 付 番 号

業者コード

共同企業体等調書（その1－2）

建設工事の種類	元 請 完 成 工 事 高 (千円)						※評点 (Z2)
	①	②	③	④	⑤	⑥ or 計	
01 土木一式							
02 建築一式							
03 大工							
04 左官							
05 とび・土工・コンクリート							
06 石							
07 屋根							
08 電気							
09 管							
10 タイル・れんが・ブロック							
11 鋼構造物							
12 鉄筋							
13 舗装							
14 しゅんせつ							
15 板金							
16 ガラス							
17 塗装							
18 防水							
19 内装仕上							
20 機械器具設置							
21 熱絶縁							
22 電気通信							
23 造園							
24 さく井							
25 建具							
26 水道施設							
27 消防施設							
28 清掃施設							
29 解体							
合 計							

※ 受 付 番 号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

業者コード	
-------	--

共同企業体等調書 (その2-1)

[illegible]

年間平均完成工事高（千円）	区 分	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	※数値	※点数	※合計	※評点（X2）
	自 己 資 本 額										
	平 均 利 益 額										
	経 営 状 況										
	その他の評価項目							※評 点（W）			

様式4－2

※ 受 付 番 号

業者コード

共同企業体等調書（その2－2）

建設工事の種類	元 請 完 成 工 事 高 (千円)						※評点 (Z2)
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	
01 土木一式							
02 建築一式							
03 大工							
04 左官							
05 とび・土工・コンクリート							
06 石							
07 屋根							
08 電気							
09 管							
10 タイル・れんが・ブロック							
11 鋼構造物							
12 鉄筋							
13 舗装							
14 しゅんせつ							
15 板金							
16 ガラス							
17 塗装							
18 防水							
19 内装仕上							
20 機械器具設置							
21 熱絶縁							
22 電気通信							
23 造園							
24 さく井							
25 建具							
26 水道施設							
27 消防施設							
28 清掃施設							
29 解体							
合 計							

様式 5

※受付番号		※建設業許可番号	
-------	--	----------	--

業 態 調 書

該当の有無について 有 ☐ 無 ☐

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)・所属する組合

1 建設許可番号 ☐ — ☐ 本社(店)電話番号(大代表) ☐ 組合を記載した場合 親会社等 ☐ 所属する組合 ☐

更正会社・再生手続き中の会社 ☐ 商号又は名称 ☐

本社(店)住所 ☐

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)・所属する組合

2 建設許可番号 ☐ — ☐ 本店電話番号(大代表) ☐ 組合を記載した場合 親会社等 ☐ 所属する組合 ☐

更正会社・再生手続き中の会社 ☐ 商号又は名称 ☐

本社(店)住所 ☐

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)のうち、建設業許可を有している子会社

建設業許可番号		商号又は名称(40文字以内)		建設業許可番号		商号又は名称(40文字以内)	
1	☐	—	☐	11	☐	—	☐
2	☐	—	☐	12	☐	—	☐
3	☐	—	☐	13	☐	—	☐
4	☐	—	☐	14	☐	—	☐
5	☐	—	☐	15	☐	—	☐
6	☐	—	☐	16	☐	—	☐
7	☐	—	☐	17	☐	—	☐
8	☐	—	☐	18	☐	—	☐
9	☐	—	☐	19	☐	—	☐
10	☐	—	☐	20	☐	—	☐

役員の兼任に関する事項

役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職
1	☐	☐ — ☐	☐	☐
2	☐	☐ — ☐	☐	☐
3	☐	☐ — ☐	☐	☐
4	☐	☐ — ☐	☐	☐
5	☐	☐ — ☐	☐	☐
6	☐	☐ — ☐	☐	☐
7	☐	☐ — ☐	☐	☐
8	☐	☐ — ☐	☐	☐
9	☐	☐ — ☐	☐	☐
10	☐	☐ — ☐	☐	☐

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成してください。
2. 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載してください。
3. 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合には、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記載し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記載してください。
4. 役職名には、「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」又は「その他」のいずれかを記載してください。
なお、「監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役」、「指名委員会等設置会社における取締役」、「社外取締役」、「定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役」、「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しませんので、記載は不要です。

委任状

受任者

住 所
登録番号
氏 名

押印不要

私は上記の者を代理人と定め、内閣府に関する一般競争(指名競争)参加資格申請について、次の権限を委任します。

委任事項

- 1. 申請書類の申請
- 1. 申請代理
- 1. 記載事項の訂正

令和 年 月 日

委 任 者
住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

競争契約参加資格審査申請書変更届〈建設工事〉

令和 年 月 日

内閣府大臣官房会計課長 殿

登録番号
住所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名